

告示

埼玉県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
あおぞら薬局	鴻巣市本町一 一 三	株式会社薬商	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和五年九月一 日
トリア薬局 入 間店	入間市宮寺三 〇六一 一	有限会社ト リア薬品	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和四年七月一 日
さくら薬局	鶴ヶ島市脚折 一八六四 八	株式会社さく ら薬局	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和五年九月一 日
SOMP Oケア 北戸田 訪問介 護	戸田市新曽二 二五二	SOMP Oケ ア株式会社	訪問介護	令和五年十一月 一日